

専修学校における質の高い職業教育の実現を求める意見書

専修学校は、我が国の中核的な職業教育機関として進展を遂げ、多種多様な職業実践教育により、これまで多くの専門的な職業人の育成を図ってきた。そして、近年、若年層の非正規雇用が増大する中で、ますます専修学校に対する社会的な要請が増大している。

本県においては、高校卒業生の22%が専修学校（専門課程）に進学しているが、その卒業生の大部分が県内企業に就職しており、県内経済の発展に寄与しているばかりでなく、人口の流出防止にも大きく貢献しているところである。

しかしながら、専修学校は学校教育法第1条に定める「学校」としての位置づけがなされていないため、学生が卒業資格や就職先企業の受験機会等において、社会的な不利益を受けている実態がある。

このような中、平成23年1月の中央教育審議会の最終答申において、「職業実践的な教育に特化した枠組み」の必要性が盛り込まれ、新たな学校種創設の道筋が明確に示されたところであり、今後、具体的な制度設計に向けて議論が本格化していくことが予想される。

よって、国におかれては、専修学校におけるより質の高い職業教育の実現を図るため、専修学校の1条校化に向けて、新たな学校種創設に関する法改正を早期に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 中 西 哲

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣 } 様